

亀山市会計規則の一部を改正する規則ここに公布する。

令和3年7月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第22号

亀山市会計規則の一部を改正する規則

亀山市会計規則（平成17年亀山市規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(歳入の徴収又は収納の委託)</p> <p>第31条 市長は、<u>令第158条第1項、第158条の2第1項又は介護保険法(平成9年法律第123号)第144条の2</u>の規定により私人に歳入の徴収又は収納の事務の委託をしようとするときは、その内容及び期間その他必要な事項を記載した徴収又は収納事務委託契約書によりこれをしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(徴収又は収納を委託した私人の公表等)</p> <p>第32条 市長は、<u>令第158条第1項、第158条の2第1項又は介護保険法第144条の2</u>の規定により歳入の徴収又は収納の事務を委託したときは、その旨を会計管理者等及び指定金融機</p>	<p>(歳入の徴収又は収納の委託)</p> <p>第31条 市長は、令第158条第1項又は第158条の2第1項の規定により私人に歳入の徴収又は収納の事務の委託をしようとするときは、その内容及び期間その他必要な事項を記載した徴収又は収納事務委託契約書によりこれをしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(徴収又は収納を委託した私人の公表等)</p> <p>第32条 市長は、令第158条第1項又は第158条の2第1項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を委託したときは、その旨を会計管理者等及び指定金融機関等に通知するとともに委</p>

関等に通ずるとともに委託の内容、収入事務受託者の住所、氏名その他必要な事項を告示し、かつ、市広報等により公表しなければならない。

2～4 (略)

託の内容、収入事務受託者の住所、氏名その他必要な事項を告示し、かつ、市広報等により公表しなければならない。

2～4 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。